

京都第二赤十字病院 面会規程

(目的)

第1条 この規程は京都第二赤十字病院における入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者の尊厳の保持、精神的な安定、治療意欲や身体機能の向上、患者および院内の安全を確保することを目的とする。

(面会時間・人数)

第2条 入院患者に面会することができる時間は平日・休日ともに15時～19時とし、入院患者1名に対して、原則1日1回30分以内、家族2名までとする。

ただし、当該入院患者の担当医師が相当と認める場合及び集中治療室（ICU）やベビーセンター（A7病棟）での面会等はこの限りではなく柔軟に対応する。

(面会場所)

第3条 入院患者の病室内（多床室ではベッドサイド）またはデイルームとする。

(面会受付及び面会方法)

第4条 B棟1階総合受付にて入館目的、氏名、入院患者氏名、入院病棟、入院患者との関係及びチェック項目を記載し、入館許可証を受取り、必ず着用する。

2 病棟では面会確認表に必要事項を記入し、ナースステーションにて面会を申し出る。

(面会の条件)

第5条 面会者は不織布マスクを着用し、面会前には必ず手指消毒を行う。

2 面会者に風邪や感染症状を疑う症状（発熱、咳、鼻汁、下痢、嘔吐など）がない。

3 面会者は原則16歳以上とする。

(面会者の遵守事項)

第6条 面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。

3 酒気を帯びて面会してはならない。

4 病院敷地内で喫煙してはならない。

5 原則、生花を持ち込んではならない。

6 病院は、面会者が規定に違反、またはそのおそれがあると認めた場合は、直ちにその面会を中止させることができる。

(面会の制限)

第7条 以下の理由により面会の制限を行う場合があること。なお、必要以上に厳格にならないよう配慮し、正当な理由以外での面会を妨げるものではないこと。

- (1) 入院患者が感染症を発症、または、発症者と同室（濃厚接触者）であった場合。
- (2) 入院患者の入院病棟で感染症の集団発生が起きた場合。
- (3) 周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。
- (4) 治療上の都合により、担当医師が相当と判断した場合。
- (5) 災害時等の特別な事情があり、病院が面会制限の必要性を判断した場合。

(周知方法)

第8条 本規程は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う。

- (1) 入院時の説明
- (2) 院内掲示（サイネージまたは掲示版等）
- (3) 病院ホームページ掲載

(所管)

第9条 本規程の管理は、総務課が行うものとする。

附則

この規程は、2026年6月1日から施行する。